

## 非農地証明交付申請書、添付書類

**提出部数 各1部**

**申請書受付期間  
毎月15日まで**

受付場所	番号	受付年月日		
		令和	年	月 日
農業委員会事務局			支所	
(担当)			(課長)	(担当)

申請書の提出等が、申請者本人でない場合は委任状が必要です。  
申請内容について、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員に相談いただきますようお願いいたします。

添付書類一覧		チェック欄
		<small>(申請者) (委員会)</small>
1. <input type="radio"/> 非農地証明申請書		<input type="checkbox"/>
2. <input type="radio"/> 申請農地の登記事項証明書(発行から3ヶ月以内の全部事項証明書)	法務局 (注1)	<input type="checkbox"/>
3. <input type="radio"/> 申請土地の公図	法務局 (注1)	<input type="checkbox"/>
4. <input type="radio"/> 申請土地周辺の位置図	住宅地図等に表示	<input type="checkbox"/>
5. <input type="radio"/> 住民票	市民課 (注1)(注2)	<input type="checkbox"/>
6. <input type="checkbox"/> 相続関係図	(注3)	<input type="checkbox"/>
7. <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書又は相続人代表者指定届(同意書)	(注3)	<input type="checkbox"/>
8. <input type="checkbox"/> 相続人であることを確認できる戸籍謄本	(注4)	<input type="checkbox"/>
9. <input type="checkbox"/> 委任状		<input type="checkbox"/>

※ 印の書類は必ずご用意ください。印の書類は注意書き等を参照頂き、必要な場合はご用意ください。

**[非農地証明基準]**

- 1 風水害等不可抗力の災害により、農地に復元することが困難なもの。
- 2 自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上経過し、容易に農地への復元が困難であり、農地として利用される可能性のないもの。
- 3 人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行日(昭和27年10月21日)前に農地でなくなったもの。  
農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域については、原則として証明の対象としない。

**[留意事項]**

- (注1) 原本還付希望の場合は原本を持参し、写しを提出。  
 (注2) 住民票は、申請者本人の抄本で、本籍・世帯主の記載は不要。  
 登記事項証明書の記載の住所が現住所と異なる場合は、住所の移動がわかる住民票等の添付が必要。  
 (注3) 相続未登記の場合に提出。  
 (注4) 相続未登記の場合、名義人の出生から死亡までの戸籍謄本及び相続人全員の戸籍謄本および戸籍の附票、住民票等を添付。

**[連絡先]**

氏名	電話番号	備考
-	-	

**[申請記録]**

日付	訂正、加筆等の内容